

本渡北小いじめ防止基本方針

天草市立本渡北小学校

目 次

- 1 いじめの防止対策の基本方針
 - (1) いじめの防止等の対策に関する基本理念
 - (2) いじめの定義
 - (3) 学校及び職員の責務
 - (4) いじめの基本認識
- 2 いじめ防止等の対策のための組織の設置
 - (1) いじめ・不登校防止対策委員会の設置
- 3 いじめの未然防止
 - (1) 学校におけるいじめの防止
- 4 いじめの早期発見
 - (1) いじめの早期発見
 - (2) いじめの相談・通報窓口の設置
- 5 いじめを認知した場合の事案対処
 - (1) 発見から組織的対応の展開
 - (2) 保護者との連携
 - (3) 関係機関との連携
- 6 情報提供
- 7 重大事態への対処
 - (1) 重大事態についての基準
 - (2) 重大事態発生時の連絡体制
 - (3) 重大事態発生時の初動
- 8 公表・点検・評価

1 いじめの防止対策の基本方針

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめの問題は、すべての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、すべての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、天草市、家庭、地域その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめの防止のため次の3点を基本理念として対策を講じる。

ア いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの児童にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むこと。

イ いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践すること。

ウ いじめられている児童の立場に立ち、その児童の心の痛みをしっかりと親身になって受け止め、最後まで守り抜くという姿勢を貫き、いじめ問題を解決すること。

(2) いじめの定義

いじめ防止対策推進法によると「第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」とされている。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた児童の立場に立って見極めることが必要である。この際、いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、校内に設置する「いじめ防止対策委員会」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級又は部活動の児童や、塾・スポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童間の何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除かれるが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

なお、インターネット上で悪口を書かれた児童本人がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていない事案についても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

一方で、いじめられた児童の立場に立って、「いじめ」に当たると判断した場合にも、そのすべてが厳しい指導を要するものとは限らない。具体的には、好意から行った行為が、意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような事案については、行為を行った児童に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応することとする。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものが想定される。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

こうした「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような深刻なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、教育委員会とも連携し、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることとする。

(3) 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

(4) いじめ問題への基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。

いじめには様々な特質があるが、以下のア～キは、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

ア いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。

イ いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。

ウ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい傾向があることに常に留意しなければならない。

エ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。

オ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することもある。

カ いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題であり、教職員は常に研究と修養に努めなければならない。

キ いじめは学校、家庭、地域社会など、すべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 いじめ防止等の対策のための組織の設置

(1) いじめ防止対策委員会の設置

いじめ防止等対策のための組織「いじめ防止対策委員会」を設置する。

ア 構成員

(ア) 校内構成員

校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主任、学年主任及び当該児童担任、人権教育主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭

(イ) 拡大委員会の場合は、上記校内構成員に加え以下の校外構成員を含める。

特別支援教育巡回相談員、熊本県天草教育事務所スクールカウンセラー、同SSW、天草警察署生活安全課、天草市子育て支援課

(ウ) 協議や対応する内容に応じて委員会の構成員を、(ア) 又は (イ) とする。

イ 活動

(ア) いじめ防止に関すること。

(イ) いじめの早期発見に関すること。(アンケート調査、教育相談等)

(ウ) いじめ事案に対する対応に関すること。

(エ) いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること。

ウ 開催

定例委員会は、学校運営委員会開催時に月 1 回定期的に行う。また、いじめ事案発生時は臨時に開催し、必要に応じて拡大委員会とする。

3 いじめの未然防止

(1) 学校におけるいじめの防止

いじめは、どの学校でも、どの児童にも起こりうることから、すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして、全員を対象に未然防止の取組を行うこととする。また、学校基本方針に基づく取組は、年間を通じて計画的に行うものとする。

いじめの「未然防止」では、「絆づくり」と「居場所づくり」の二つを区別しつつ、その両方を行っていくことが重要であると言われている。本校においてはそのことを基軸におき、全ての教育活動において取り組む。

ア 居場所づくりについて

「居場所づくり」とは、学級や学年、学校を児童の居場所になるようにしていくことである。そのためには、児童が安心・安全に学校生活を送ることができると感じられるような「場」として、学級や学年、学校をつくり変えていくことが必要である。

様々な危険から子どもを守るという安全はもとより、そこにいることに不安を感じたり、落ち着かない感じを持ったりしないという安心感を持たせる場をつくることも居場所づくりでは重要な観点である。たとえば、授業中当てられたらどうしようと内心ビクビクしている、答が間違っていたらどうしようと手を挙げられずにいる等である。

こうした児童の場合、基礎的な学力が身につけていないことや教師の発問の意味を理解できていないことが不安の原因であると考えられる。これを解消するには、児童の実態に応じて適切に計画された授業を構成すること、児童にとって分かりやすく主体的な学習を促す発問を工夫すること、児童の学習意欲を高める教材開発に努めること等「わかる授業づくり」に向けた教師の働きかけと指導力の向上が要である。

また、間違った答を言っても笑われたり叱られたりしないという支持的な学級風土を作ることも大切なことである。さらに、学習を支える基本的な学習態度（学ぶ姿勢の保持、学習準備の習慣等）を小学校の低学年のうちから身につけさせることも重要である。このように「居場所づくり」と日常的な「わかる授業づくり」は密接な関係があるものと捉え、取組の重要な柱として位置付ける。

イ 絆づくりについて

「絆づくり」とは、児童自らが主体的に取り組む活動の中で、互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりできるようにするということである。「絆づくり」を行うのは、あくまでも児童同士である。一方「絆づくり」を促すための「場づくり」は教師が行うものであり、その働きは「絆づくり」にとって不可欠なことである。

「居場所づくり」や「絆づくり」をキーワードに学校づくりを進め、すべての児童に集団の一員としての自覚や自信が育まれるならば、互いを認め合える人間関係・学級や学校風土を児童自らが作りだしていくことができる。それが、未然防止の第一歩であり、日々の学校生活の改善から未然防止は始まるものと考え、本校における未然防止の取組を定める。

ウ 本校が目指す「いじめに向かわない子ども像」等

いじめに向かわない子ども像

きちんと授業に参加し、基礎的な学力を身につけ、認められているという実感を持った子ども

キーワード 「居場所づくり」と「絆づくり」

そのために必要なこと ・規律 ・学力 ・自己有用感

エ 学校の教育活動全体を通したいじめ防止の具体的取組

すべての児童が参加し活躍できる授業の改善をはじめとして、学校の教育活動全体を通して道徳教育や人権教育を充実させ、読書活動・体験活動等を推進することにより、児童の豊かな感性、道徳心や社会性を育むとともに自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。

本校におけるいじめ未然防止の具体的取組は以下のとおりである。

1 「居場所づくり」について

(1) 安全な環境づくり

ア 安全点検を毎月実施し、必要に応じて改善、または安全対策を講じる。

イ 外来者の氏名及び用件の確認をする。

ウ 毎日校内巡回を行い、不審者侵入を未然に防止する。

エ 不審者侵入に対する避難訓練を実施する。また、職員の防御技術を高める。

オ 地域・保護者の協力を得て、登下校中の安全見守りパトロールを実施する。

(2) 安心できる環境づくり

ア わかる授業づくり

(ア) 週計画案の活用により、見通しを持った計画的指導を行う。

(イ) 学習単元の基礎的・基本的内容を明確にするとともに、毎時間の授業に目に見える評価基準を設定する。

(ウ) 「本時の目標」、「めあて」、「評価基準」、「まとめ」の間に整合性のある授業づくりに取り組む。

(エ) 授業の終末（または学習内容のまとめごと）に振り返りを位置づけて指導目標の達成状況の評価を行い、必要に応じて補充指導を行う。

(カ) 個々の児童の特性に配慮して、発問、指示、説明の工夫をする。

(キ) 児童の学習意欲を高める教材開発に取り組む。

(ク) 児童の理解を助ける効果的な学習材、教材づくりに取り組む。

イ 学習規律の確立

(ア) 学年に応じた「学習の構え」を日常的に指導する。

(イ) 学年に応じた「学習の構え」を身につけさせる。

(ウ) 学年に応じた話を聞く姿勢、話す姿勢を日常的に指導する。

(エ) 学年に応じた話を聞く姿勢、話す姿勢を身につけさせる。

(オ) 友達の意見や考えを肯定的に受け止め、自分の考えと比べながらよりよい考えに高めようとする態度を身につけさせる。

2 「絆づくり」について

各教科領域における「絆づくり」の視点

「絆づくり」の視点を、①豊かな感性 ②道徳心 ③社会性 ④相互承認 ⑤自他の尊重

⑥合理的な見方や考え方 とする。また、各教科領域の特性に応じた「絆づくり」の場を設け、児童の主体的な絆づくりを促す。

4 いじめの早期発見

(1) いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

ア 「心の健康観察」（児童対象）を実施する。

チェックリストによる「心の健康観察」を毎月実施する。「心の健康観察」は、子どもたちの心の変化や悩み・トラブルなどの早期発見、解決を目指すものである。気になる記述があった子どもには、教育相談の時間を設け、問題解決の支援をする。各観点の評価をプロフィールとして記録し、数値の変化に十分注意する。

イ 「心のアンケート」（6月、12月実施 児童対象）を実施する。

ウ 心のアンケートにあわせ、いじめ発見チェックリストを各家庭に配布し、情報収集に努めるとともに、随時相談を受ける。

エ 児童理解の時間を毎週月曜日に設定し、児童の状況について全職員で共通理解を図る。また、児童保護者への対応について担任から報告を受け、事例研究の場とする。

(2) いじめ相談体制

ア 校内におけるいじめ相談窓口の設置

児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、いじめ相談窓口を各学級担任の他、養護教諭、教頭、主幹教諭、教務、特別支援教育コーディネーターと定め学級通信及び学校だより等などで保護者、児童に周知する。

イ 校外におけるいじめ相談窓口の周知

(ア) 熊本県天草教育事務所 学校支援アドバイザー、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの活用 連絡先0969-22-4127

(イ) 天草市教育委員会 ホットスペース 連絡先0969-24-2773

保護者・児童へ周知する。

5 いじめを認知した場合の事案対処

いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

1 いじめの情報の把握

・いじめが疑われる言動を目撃・日記等から気になる言葉を発見・児童生徒や保護者からの訴え・「心のアンケート」「心の健康観察」等のいじめ調査から発見・その他学校内外から提供されたいじめ情報等 最初に認知した教員等→学級担任・学年主任→生徒指導主任→教頭・校長

2 いじめ対策委員会の招集

校内構成員によるいじめ対策委員会：校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任及当該児童担任、人権教育主任 特別支援教育コーディネーター、養護教諭

拡大委員会の場合、上記構成員に特別支援教育巡回相談員、熊本県天草教育事務所スクールカウンセラー、SSWを加える。

3 対処方針の決定・役割分担

(1) 情報の整理

(2) 対処方針 ・緊急度の確認、「自殺」「暴行」等の危険度を確認

(3) 役割分担

- ・被害者、加害者、周辺児童からの事情聴取と支援・指導担当
- ・保護者への対応担当・関係機関への対応担当

4 事実の確認と支援・指導

- (1) いじめの状況について、聴取する。
- (2) 事実についての聴取は、被害者→周囲にいる者→加害者の順に行う。
- (3) 複数の教員で確認しながら聴取を進め、情報提供者についての秘密を厳守する。
- (4) いじめ加害者が被害者や通報者に圧力をかけることがないように十分配慮する。
- (5) 事実確認と支援・指導は区別して行う。

5 いじめられた児童の保護者に、今後の指導方針を伝え理解を求める。

6 いじめの被害者、加害者、周囲の児童生徒への指導

(1) いじめられた児童への対応

ア いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。その際、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。

イ 当該児童の心理的な安定を図り、安心して話せる雰囲気をつくる。また、当該児童の思いを丁寧に聞き、しっかりと受け止める。

イ 児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して対応を行っていく。

エ いじめられた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去する。

オ 事態の状況に応じて、複数の職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。

カ いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。

キ いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。

ク 状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。

ケ 日記ノートや面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。

コ 自己肯定感を回復できるよう友人との関係づくりや活躍の場等の支援を行う。

(2) いじめた児童への指導と対応

ア いじめたとされる児童から事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の職員が連携し、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

イ その際、必要に応じて心理や福祉等の専門家など外部専門家の協力を得る。

ウ 行った行為に対しては毅然と指導しながら、いじめを行った背景の理解に努める。

エ 自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを反省させる。

オ いじめられた児童の苦しみに気付かせ、自分がいじめたことの自覚をもたせる。また、いじめは決して許されないことをわからせる。

カ 日記ノートや面談等を通して、教師との交流を続けながら心理的変容の確認をしていく。

キ 授業や学級活動等の中で、本人のよさを見出し適切に評価することを通して自己肯定感を高め、新たな友達関係づくりの意欲を持たせる。

(3) 傍観者的立場の児童への指導・対応

ア いじめを受けた児童の気持ちを深く考えさせる。

イ いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応し、いじめの問題に、教師が児童とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。

ウ いじめの事実を告げることは、告げろや卑怯な行為ではなく、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを理解させる。

エ いじめられた児童は、傍観者的立場の児童をどのように感じていたかを考えさせ、いじめがあることを知りながら放置することは、いじめに荷担したことと同じであることを受け止めさせる。

オ これからどのように行動したらよいのかを考えさせ、いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深めさせる。

7 保護者との連携

(1) いじめられた児童の保護者との連携

ア 家庭訪問等により、迅速に保護者に事実関係を伝える。

イ 保護者の思いや願いをしっかりと受け止める。学校のいじめ防止基本方針を説明し、徹底して子どもを守り支援していくことを伝える。また、具体的対応について示し、理解を求める。

ウ 指導過程の中で、対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者から児童の様子等について情報提供を受ける。

(2) いじめた児童の保護者との連携

ア 事情聴取後迅速に当該児童の家庭を訪問し、事実を経過とともに伝え、事実に対する保護者の理解を得る。また、いじめられた児童の状況を伝え、いじめの状況の認識をしてもらう。

イ 学校の指導方針を伝え、両方の児童をよりよく成長させたいと考えていることを伝える。

ウ 以後の対応を学校と保護者が連携して適切に行えるよう、保護者の協力を求める。保護者に対する継続的な助言を行う。

8 関係機関との連携

(1) 天草市教育委員会との連携

速報として事件の概要を伝える。教育委員会からの指導を受けながら、学校は危機管理の視点から主体的に対応していく。段階を追って、事故報告第一報、第二報・・・にて状況を報告する。

(2) 天草警察署との連携

天草市教育委員会と合議の上、犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、天草警察署と連携して対処する。

6 情報提供

いじめの調査結果等について、いじめられた児童およびその保護者へ適切な情報提供を行う。

7 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

いじめ防止対策推進法によると、重大事態を次のように述べられている。

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該

重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときとは

- ア 児童生徒が自殺を企図した場合
- イ 身体に重大な傷害を負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を被った場合
- エ 精神性の疾患を発症した場合

(3) いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときとは

不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手ことが必要とされている。

(4) 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたりとされている。

(5) 重大事態発生時の連絡体制

- ア 発見者⇒・担任⇒・学年主任⇒・生徒指導主任⇒・教頭⇒・校長
- イ 校長⇒・教育委員会学校教育課

教育委員会へは速報を一報後として提出し、段階を追って事故報告にて報告をあげる。また、教育委員会と合議の上、警察へ通報する。

(6) 重大事態発生時の初動

- ア いじめ対策委員会の招集
- イ 教育委員会学校教育課への報告と連携
- ウ 調査方法：＜事実の究明＞

- ・いじめの状況、いじめのきっかけの聴取

- ・事実に基づく聴取：被害者→周囲にいる者→加害者の順

エ 警察への通報など関係機関との連携

8 公表・点検・評価

(1) ホームページで本渡北小学校いじめ防止基本方針を公表する。

(2) 年度ごとにいじめ問題への取組を学校関係者、及び職員で評価する。

(3) いじめに関する点検・評価に基づき、学校いじめ防止基本方針を見直すこととする。